

仮 処 分 申 立 書

2008年12月4日

宇都宮地方裁判所栃木支部 御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士	鷺見賢一郎
同	伊須慎一郎
同	林 治
同	一 木 明
同	石 井 裕 一
同	山 崎 徹
同	佐 渡 島 啓

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

解雇予告効力停止及び賃金仮払い仮処分申立事件

第1 申立の趣旨

- 1 債務者が、別紙当事者目録記載の債権者番号1、2の債権者らに対して、それぞれ2008年11月17日付でなした「解雇年月日を平成20年12月26日とする解雇予告」の効力をいずれも停止する。
- 2 債務者は、別紙当事者目録記載の債権者番号1、2の債権者らに対し、平成21年2月以降同年4月まで、それぞれ、別紙請求債権目録(1)の債権者番号1、2に対応する「請求金額」欄記載の各金員を毎月23日限り仮に支払え。
- 3 債務者は、別紙当事者目録記載の債権者番号1、2の債権者らに対し、それぞれ、別紙請求債権目録(2)の債権者番号1、2に対応する「請求金額」欄記載の各金員を平成21年5月23日限り仮に支払え。
- 4 申立費用は債務者の負担とする。
との裁判を求める。

第2 申立の理由

1 当事者

(1) 債権者ら

別紙当事者目録記載の債権者である債権者○○○○○、同☆☆☆☆は、いずれも、債務者に有期の雇用契約により雇用されている労働者である。債権者らは、いずれも、債務者の栃木工場で働いている。

上記債権者らの賃金は、毎月末日締め、翌月23日払いと定められていた。

上記債権者らは、いずれも全日本金属情報機器労働組合栃木地方本部いすゞ自動車支部（以下「JMIUいすゞ支部」という）の組合員である。

(2) 債務者

いすゞグループは、債務者及び子会社89社、関連会社56社で構成されており、主として自動車及び部品並びに産業用エンジンの製造、販売を事業内容とし、これらに関連する物流等の各種サービスを展開している。

債務者は、栃木工場でトラック、産業用重機、船舶等のエンジンを製造し、藤沢工場でトラックの車体製造と組立をしている。

2 債権者らの債務者との労働契約の経過

(1) 債権者○○○○○

債権者○○の債務者との労働契約の経過は、次のとおりである。

- ① 2002年10月25日頃～2004年12月
派遣労働者として債務者の川崎工場勤務
- ② 2005年1月～2006年9月30日
派遣労働者として栃木工場勤務
- ③ 2006年10月1日～2007年1月7日
債務者に直接雇用され、期間従業員として栃木工場勤務
- ④ 2007年1月8日～同年3月7日
期間従業員として栃木工場勤務
- ⑤ 2007年3月8日～同年5月7日
期間従業員として栃木工場勤務
- ⑥ 2007年5月8日～同年10月7日
期間従業員として栃木工場勤務
- ⑦ 2007年10月8日～2008年4月7日
期間従業員として栃木工場勤務
- ⑧ 2008年4月8日～同年10月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ⑨ 2008年10月8日～2009年4月7日

期間従業員として栃木工場で勤務中

- ⑩ 小括

以上の労働契約更新の経過からして、債務者と債権者◎◎の間の労働契約は、期間の定めのない状態と実質的に異なる状態にいたっていると認められる。あるいは、少なくとも、債権者◎◎に対して、雇用継続への合理的な期待を認めることができる。

(2) 債権者☆☆☆☆

債権者☆☆の債務者との労働契約の経過は、次のとおりである。

- ① 2006年6月10日～同年9月30日

派遣労働者として栃木工場で勤務

- ② 2006年10月1日～2007年1月7日

債務者に直接雇用され、期間従業員として栃木工場で勤務

- ③ 2007年1月8日～同年3月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ④ 2007年3月8日～同年5月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ⑤ 2007年5月8日～同年10月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ⑥ 2007年10月8日～2008年4月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ⑦ 2008年4月8日～同年10月7日

期間従業員として栃木工場で勤務

- ⑧ 2008年10月8日～2009年4月7日

期間従業員として栃木工場で勤務中

⑨ 小括

以上の労働契約更新の経過からして、債務者と債権者☆☆の間の労働契約は、期間の定めのない状態と実質的に異なる状態にいたっていると認められる。あるいは、少なくとも、債権者☆☆に対して、雇用継続への合理的な期待を認めることができる。

3 債務者の期間従業員の取扱い

(1) 臨時従業員就業規則の作成又は変更経過

債務者には臨時従業員就業規則（甲1）があるが、債権者ら期間従業員は、使用者が就業規則の作成又は変更について意見を聴取すべき債務者の栃木工場の過半数代表を選出する手続に参加したことはまったくない。

(2) 社員登用制度の創設

債務者は、期間従業員の要求に基づき、2008年3月21日に、同年4月1日から社員登用制度を実施することを発表した（甲2）。

債務者は、上記社員登用制度に基づき、3回にわたり合計約65人の期間従業員を正社員に登用している。

4 期間従業員の全員解雇等

(1) 期間従業員の全員解雇

債権者は、2008年11月17日、栃木工場の160人（債権者らを含む）の期間従業員、藤沢工場の420人の期間従業員、合計580人の期間従業員全員に対して、解雇年月日を平成20年12月26日とする解雇予告を通知した（甲A1、B1）。

上記解雇予告通知は、根拠を「臨時従業員規則第8条第1項第5号（会社の都合により雇用の必要がなくなったとき。）」とし、理由を

「急激な需要の冷え込みによる大幅な生産計画の見直しのため」としている（甲A1、B1）。

（2）派遣労働者の解雇等

債権者は、2008年11月17日頃、派遣会社との労働者派遣契約を中途解約等し、栃木工場の280人の派遣労働者、藤沢工場の540人の派遣労働者、合計820人の派遣労働者を解雇等に追い込んだ。

（3）小括

以上のとおり、債権者は、11月17日を契機にして、栃木工場で440人の非正規労働者、藤沢工場で960人の非正規労働者、合計1400人の非正規労働者を解雇等に追い込んだ。

5 本件解雇は無効

一労働契約法第17条1項違反

（1）契約期間中の解雇についての法的規制

① 学説

菅野和夫著「労働法第八版」180～181頁は、「期間雇用労働者の期間途中の解雇」について、「平成19年に制定された労働契約法は、『使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない』（17条1項）と規定した。これは、上記の民法規定（民法628条のこと）の定める契約期間途中の解除のうち、使用者が労働者に対して行う解除、すなわち解雇について、『やむを得ない事由』がなければ解除できないとの規定は強行規定であること、そして『やむを得ない事由』の立証責任は使用者にあることを明らかにした規定である。」、

「『やむを得ない事由』は、期間の定めのある雇用保障的意義と上記民法規定の文言に照らして考えれば、期間の定めのない労働契約における解雇に必要とされる『客観的に合理的で、社会通念上相当と認められる事由』よりも厳格に解すべきである。一般的にいえば、当該契約期間は雇用するという約束にもかかわらず、期間満了を待つことなく直ちに雇用を終了させざるを得ないような特別の重大な事由ということとなる。」と述べている。

上記菅野説によると、「客観的に合理的で、社会通念上相当と認められる事由」がある場合の一つと考えられる、整理解雇4要件(①人員削減の必要性があること、②解雇回避の努力を尽くしたこと、③解雇対象者の選定が合理的であること、④整理解雇にあたって事前に労働者・労働組合と十分な説明・協議をしたこと)を満たす場合でも、それだけでは「やむを得ない事由」があるとは評価できないことになる。この点は、次に述べる通達、裁判例とも菅野説と同様に解している。

② 通達

「労働契約法の施行について」(基発第0123004号 平成20年1月23日)25頁は、「法第17条第1項の『やむを得ない事由』があるか否かは、個別具体的な事案に応じて判断されるものであるが、契約期間は労働者及び使用者が合意により決定したものであり、遵守されるべきものであることから、『やむを得ない事由』があると認められる場合は、解雇権濫用法理における『客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合』以外の場合よりも狭いと解されるものであること。」としている。

③ 裁判例

i 安川電機八幡工場（パート解雇）事件福岡高裁平成14年9月18日決定（労働判例2003. 3. 15（No. 840）52頁）（甲8）は、「抗告人らは、雇用期間を各3か月と定めて雇用された従業員であり、平成13年6月20日ころ、相手方との間で、同月21日から同年9月20日までの期間を定めた労働契約を締結しているところ、このように期間の定めのある労働契約の場合は、民法628条により、原則として解除はできず、やむことを得ざる事由ある場合に限り期間内解除（ただし、労働基準法20、21条による予告が必要）ができるにとどまる。したがって、就業規則9条の解雇事由の解釈にあたっては、当該解雇が、3か月の雇用期間の途中でなされなければならないほどの、やむをえない事由の発生が必要であるというべきである。ところで、後記のとおり、相手方の業績は、本件解雇の半年ほど前から受注減により急速に悪化しており、景気回復の兆しもなかったものであって、人員削減の必要性が存したことは認めれるが、本件解雇により解雇されたパートタイマー従業員は、合計31名であり、残りの雇用期間は約2か月、抗告人らの平均給与は月額12万円から14万5000円程度であったことや相手方の企業規模などからすると、どんなに、相手方の業績悪化が急激であったとしても、労働契約締結からわずか5日後に、3ヶ月間の契約期間の終了を待つことなく解雇しなければならないほどの予想外かつやむをえない事態が発生したと認めるに足りる疎明資料はない。相手方の立場からすれば、抗告人らとの間の労働契約を更新したこと自体が判断の誤りであったのかもしれないが、労働契約も契約である以上、相手方は、抗告人らとの間で3か月の労働契約を更新したことについての責任を負わなければならないというべ

きである。したがって、本件解雇は無効であるというべきである。」（57頁）と判示している。

- ii 安川電機八幡工場（パート解雇・本訴）事件福岡地裁小倉支部判決（労働判例2004.12.15（No.879）71頁）（甲9）は、「原告らは、被告との間で、いずれも平成13年6月21日から同年9月20日までの期間を定めた労働契約を締結しているところ、このような期間の定めのある労働契約は、やむを得ない事由がある場合に限って期間内解除（ただし、労働基準法20条、21条による予告が必要）が許されるのであるから（民法628条）、Dスタッフ就業規則9条の解雇事由の解釈に当たっても、本件整理解雇が3か月の雇用期間の途中でされなければならないほどのやむを得ない事由のあることが必要というべきである。」、「本件整理解雇によって上記雇用期間満了時までには削減される労務関係費は、数十億円規模の当期損失や当期利益の下に企業活動を継続している被告の事業経費のわずかな部分であって、被告の企業活動に客観的に重大な支障を及ぼすものとはいい難く、原告らがパート労働者であるからといって、雇用期間の満了を待たずに本件整理解雇をしなければならないほどのやむをえない事由があったものとは認められない。」、「したがって、雇用期間内に行われた本件整理解雇は無効というべきである。」（79頁）と判示している。

（2）債務者の経営状況

債務者は、平成20年11月5日、平成21年3月期第2四半期累計決算を発表している（甲4～7）。それによると、次のことが明らかである。

- ① 債務者は、平成21年3月期の通期で、連結で、営業利益600

億円、経常利益600億円、当期利益400億円を見込んでいる(甲4の22頁、甲5の1頁、甲6、甲7の裏面)。

② 債務者は、平成21年3月期の通期で、単独で、営業利益190億円、経常利益200億円、当期利益210億円を見込んでいる(甲7の裏面)。

③ 債務者は、平成20年3月期には、1株当たり5円の配当をしている。債務者の平成20年3月期末の発行済株式数は、16億9684万5339株である。したがって、債務者は、平成20年3月期には、5円×16億9684万5339株＝金84億8422万6695円の配当をしている(甲5の1頁)。

④ 債務者は、平成21年3月期には、1株当たり6円の配当をする予想をしている。債務者の平成21年3月期末の発行済株式数は、16億9684万5339株と見込まれる。したがって、債務者は、平成21年3月期には、6円×16億9684万5339株＝金101億8107万2034円の配当をする予想をしている(甲5の1頁)。

平成20年3月期と比較すると、1株当たり1円増の配当で、合計金16億9684万5339円増の配当である。

⑤ 以上の各指標を見ると、債務者には経営危機と言えるような状況はなく、この点一つを見ても、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

(3) 期間従業員580人全員解雇による削減賃金の合計額の意味

① 債務者は、栃木工場の160人(債権者らを含む)の期間従業員、藤沢工場の420人の期間従業員、合計580人の期間従業員を全員解雇した。

期間従業員1人の1か月の賃金額は平均25万円程度と見られ

るので、期間従業員580人の平成21年1月から同年4月7日までの賃金合計額は、次の算式にしたがい、合計約4億6883万円である。

i 25万円×580人×3か月＝4億3500万円

ii 25万円×580人×7日÷30日＝3383万円

iii 合計4億6883万円

なお、債務者が期間従業員に対して関係会社への出向や希望退職者の募集をしていれば、上記合計4億6883万円の賃金合計額はさらに減る可能性があったものである。

② 平成21年3月期の連結での予想当期利益400億円、単独での予想当期利益210億円や予想配当金101億8107万2034円と、上記削減賃金合計額約4億6883万円を対比して見る時、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

(4) 本件解雇にあたって債務者がとった措置

債務者は、期間従業員の全員解雇にあたって、希望退職者の募集や関係会社への出向等の解雇回避努力は一切行っていない。また、債務者は、上記全員解雇にあたって、「仕事が減ってきているので」（甲A11の7頁）とか「業績悪化のおり」（甲B7の6頁）などというのみで、それ以上何らの説明も協議も行っていない。債務者は、上記全員解雇にあたって、退職割増金の提案とか就職あっせんなどの提案も一切行っていない。

以上のとおり、債務者は、本件解雇にあたってとるべき措置を何ら行っていない。このような債務者の態度を見る時、本件解雇が無効であることは明白である。

(5) 本件解雇が無効であることは極めて明白

前記学説、通達、裁判例に照らして、債務者の経営状況、期間従業

員580人全員解雇による削減賃金の合計額、本件解雇にあたって債務者が何らの措置をとっていないこと等を見る時、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

そもそも、本件解雇は整理解雇の4要件すら満たしておらず、一とりわけ、①人員削減の必要性があること、②解雇回避の努力を尽くしたこと、④整理解雇にあたって事前に労働者・労働組合と十分な説明・協議をしたことの要件を満たしていないことは明白である。一その点からしても本件解雇が無効であることは明白である。

6 債権者らの賃金請求権

(1) 債権者◎◎

① 債権者◎◎は、債務者から、次の計算のとおり、日給9000円として、早出残業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、変則勤務手当を含めて、2008年9月乃至11月までの過去3ヶ月間に、平均月額賃金24万6709円を支払われた。

i 2008年9月分 金22万1778円(甲A7の1)

ii 2008年10月分 金28万6745円(甲A7の2)

iii 2008年11月分 金23万1606円(甲A7の3)

上記i + ii + iii = 金74万0129円 ÷ 3ヶ月 = 金24万6709円

② また、債権者◎◎の2009年4月分(4月1日から7日までの7日分)の賃金は金5万7565円となる(上記平均賃金24万6709円の30分の7)。

③ 上記賃金の支給日は毎月末日締め、翌月23日払いである(甲A7の1～3)。

(2) 債権者☆☆

① 債権者☆☆は、債務者から、日給9000円として、早出残業手

当、休日出勤手当、深夜勤務手当、変則勤務手当を含めて、2008年9月乃至11月までの過去3ヶ月間に、平均月額賃金27万3789円を支払われた。

i 2008年9月分 金26万4472円（甲B6の1）

ii 2008年10月分 金30万5390円（甲B6の2）

iii 2008年11月分 金25万1506円（甲B6の3）

上記 i + ii + iii = 金82万1368円 ÷ 3 = 金27万3789円

② また、債権者☆☆の2009年4月分（4月1日から7日までの7日分）の賃金は金6万3884円となる（上記平均賃金27万3789円の30分の7）。

③ 上記賃金の支給日は毎月末日締め、翌月23日払いである（甲B6の1～3）。

7 保全の必要性

(1) 債権者◎◎

債権者◎◎は、債務者からの賃金の他に収入の途はまったくなく、現在48歳であり、再就職の可能性は極めてとぼしい。また、本件解雇に伴い、債務者の寮「クロシェット岩舟」から退去させられると、新たな家賃の負担もできないことになる（甲A11の8頁）。

債権者◎◎は、2009年1月稼働分（同年2月23日支払）以降の賃金が支払われなければ、ただちに生活に困窮することになる。

(2) 債権者☆☆

債権者☆☆は、債務者からの賃金の他には収入の途はまったくなく、現在46歳であり、再就職の可能性は極めてとぼしい。また、債権者松本は、現在でも借金を負っており、苦しい生活をしている（甲B7の6～7頁）。

債権者☆☆は、2009年1月稼働分（同年2月23日支払）以降の賃金が支払われなければ、ただちに生活に困窮することになる。

8 まとめ

(1) 契約期間中の解雇である本件解雇が無効であることは、極めて明白である。期間中の解雇である本件解雇は、債権者ら期間従業員の生活を困難の極みに追い込み、債権者ら期間従業員を路頭に迷わせるものである。

(2) 本来、債権者らは、平成21年4月8日以降も労働契約の継続あるいは更新を主張することができ、同日以降の賃金を請求する権利がある。

債権者らは、より迅速に仮処分決定を得たく、本件では有期契約の形式的期限である平成21年4月7日までの賃金の仮払いを求めている。

(3) よって、申立の趣旨記載のとおり、解雇予告の効力停止と賃金仮払いを求めて本仮処分申立に及ぶ次第である。

以上

当 事 者 目 録

〒○○○○－○○○○ 栃木県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 債権者（債権者番号1） ○○○○○○

〒☆☆☆－☆☆☆☆ 栃木県☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 債権者（債権者番号2） ☆☆ ☆☆

〒140－8722 東京都品川区南大井六丁目26番1号
 債務者 いすゞ自動車株式会社
 代表者代表取締役 細井 行

請求債権目録（1）

債権者番号	債権者名	請求金額
1	○○○○○○○	金24万6709円
2	☆☆ ☆☆	金27万3789円

請求債権目録（2）

債権者番号	債権者名	請求金額
1	○○○○○○○	金5万7565円
2	☆☆ ☆☆	金6万3884円